

令和3年石巻市議会第4回定例会提出議案一覧

1 条例議案（8件）

（1）第149号議案 石巻市健康づくりパーク条例

＜制定理由＞

東日本大震災により災害危険区域の指定を受けた被災低平地を活用し、高齢者等の運動や生きがいづくりによる健康増進と地域コミュニティの醸成を図ることを目的とした「健康づくりパーク」について、雄勝地区、北上地区、牡鹿地区において令和4年4月から供用を開始することとなったため、本条例を制定するものです。

＜制定内容＞

石巻市健康づくりパークの設置、渡波・雄勝・北上・牡鹿地区パークの名称及び位置、利用期間等、利用者の責務、行為の禁止、行為の制限、許可の取消し、利用の中止、利用の禁止又は制限、原状回復の義務、損害賠償の義務及び委任について規定するものです。

また、附則において、施行期日を規定するほか、国有財産売払いに係る優遇措置を受けるため先行して制定した「石巻市渡波地区健康づくりパーク条例」を廃止するものです。

＜令和4年4月1日から施行。ただし、第2条の表中石巻市渡波地区健康づくりパークに係る規定は、公布の日から1年9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行＞

（2）第150号議案 石巻市復興まちづくり情報交流館条例を廃止する条例

＜廃止理由＞

東日本大震災からの復旧・復興事業や地域のまちづくりに関する情報発信、また、市民同士の意見交換や来訪者との交流の場として設置した「復興まちづくり情報交流館中央館」について、その機能を継承する施設として、「石巻市震災遺構門脇小学校」を令和4年4月に開設することから、同年3月末日をもって閉館するため、本条例を廃止するものです。

＜内容＞

石巻市復興まちづくり情報交流館条例を廃止するものです。

＜令和4年4月1日から施行＞

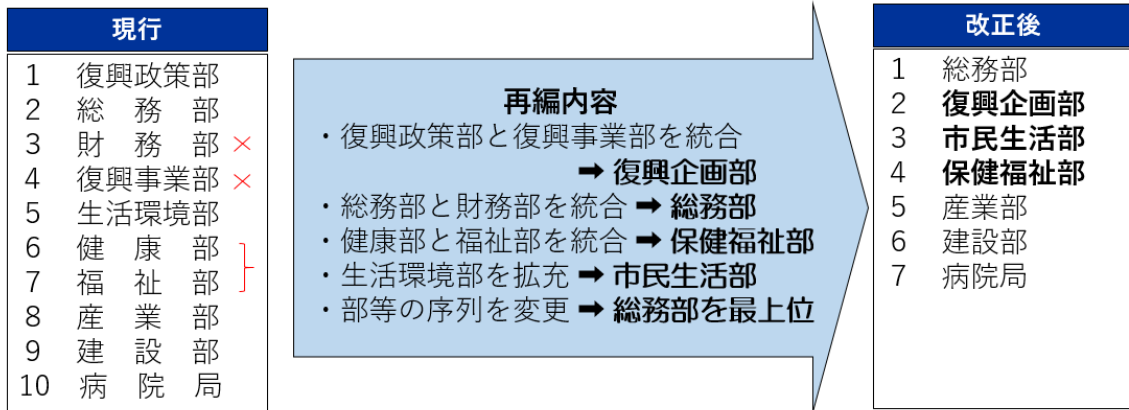
(3) 第151号議案 石巻市組織条例の一部を改正する条例

<改正理由>

復興事業の収束や人口減少などの喫緊の行政課題に対する確に対応するため、効率的・効果的な組織再編を行い、持続可能な組織体制を構築するため、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

次表のとおり、現行の9部1局体制から6部1局体制に再編するものです。



【再編後の部の任務】

部名	任務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく積極的な情報の提供 ・行政運営における公正の確保及び透明性の向上 ・行財政改革の推進 ・健全な財政運営の確保 ・職員の能力を生かす人事管理及び職場環境づくり ・資産や契約など財務の適正な管理 ・市税などの適正で公平な賦課徴収 ・災害発生時における安全の確保 ・震災の記憶と経験の伝承
復興企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な施策の企画立案及び総合調整 ・産学官の協働プロジェクトの推進 ・震災復興のための基盤整備 ・魅力あふれる地方創生の推進 ・男女が共に参画する意識の高揚 ・地域情報化の推進及び庁内情報化の推進
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による活力ある地域づくり ・地域を活性化するスポーツの推進 ・資源が循環する快適で住みよい生活環境づくり ・戸籍、住民基本台帳事務等の適正な処理
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた心と体の健康づくり ・国民健康保険事業の適正な運営 ・介護保険事業の適正な運営 ・地域福祉の推進 ・高齢者福祉の充実 ・障がい者福祉の充実及び社会参加の推進 ・最低生活の保障及び自立の助長 ・安心して子どもを産み育てられる環境の整備 ・総合的な相談及び支援の充実

<令和4年4月1日から施行>

(4) 第152号議案 石巻市個人情報保護条例及び石巻市個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が本年5月19日に公布され、9月1日から施行されたことに伴い、各条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

○第1条 石巻市個人情報保護条例の一部改正

第2条

独立行政法人等の定義の引用を一元化される「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

第23条の2

情報提供等記録の提供先等への通知において、情報提供ネットワークの所管が総務省からデジタル庁に変更となったことに伴い、通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めるとともに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、引用条項を整理するものです。

○第2条 石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

第1条及び第5条

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、引用条項を整理するものです。

○附則

施行期日を規定するものです。

<公布の日から施行。ただし、第1条中、第2条第9号の改正規定は令和4年4月1日から施行>

(5) 第153号議案 石巻市市税特別措置条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が本年3月31日に公布され、4月1日より施行されたほか、東日本大震災復興特別措置法等の法令改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

第2条第1号及び第3条

東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」と改めるものです。

第2条第3号及び第5条

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、「過疎地域」を「産業振興促進区域」と改め、あわせて引用条項等の整理を行うものです。

第4条及び第8条

地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除及び原発立地地域における不均一課税において、省令の改正に伴い、文言の整理を行うものです。

附則第1条

施行期日を規定するものです。

附則第2条

経過措置を規定するものです。

<公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は令和3年4月1日から適用。>

別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。>

(6) 第154号議案 石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が本年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、令和4年度以降に課税する国民健康保険税における、未就学児に係る被保険者均等割額の5割を減額（法定軽減世帯は、その軽減後の5割を減額）する措置が実施されることから、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

本則中

「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改めるなど、各保険税についての規定の明確化を行うため、本則中の文言を改めるものです。

第5条の2、第6条、第13条、第23条第1項、23条の2、附則第5項から第7項及び第9項から第16項

法改正に伴う引用条項や文言の整理を行うものです。

第23条

第2項として、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置についての規定を加えるものです。

附則第1項

施行期日を規定するものです。

附則第2項

適用区分について規定するものです。

【被保険者均等割額減額措置内容】

①対 象 石巻市国民健康保険に加入する未就学児

(満6歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者)

②減額割合 均等割額の5割

(低所得者に係る法定軽減世帯は、その軽減後の5割を減額する)

【単位：円】

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減無し
均等割額(1人当たり)※	8,640	14,400	23,040	28,800
未就学児減額措置額	4,320	7,200	11,520	14,400

※基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分に係る法定軽減後の均等割額の年額

子どもに係る被保険者均等割額の減額措置及び市独自減免のイメージ

- : 低所得者に係る法定軽減
- : 子どもの均等割保険税減免（市独自3割減免）
- : 新たに導入される未就学児への5割減額措置（法定軽減世帯は軽減後の5割を減額）
- : 保険税として納付する金額

①現行（0歳から18歳未満）

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減無し世帯
均等割額（1人当たり年額28,800円）	法定7割軽減 20,160円	法定5割軽減 14,400円	法定2割軽減 5,760円	石巻市子ども減免 8,640円
			石巻市子ども減免 8,640円	
	石巻市子ども減免 8,640円	石巻市子ども減免 8,640円	納付必要額 14,400円	
	石巻市子ども減免 8,640円	納付必要額 5,760円		納付必要額 14,400円



②改正（未就学児のみ、小学生以上は現行どおり）

	7割軽減世帯	5割軽減世帯	2割軽減世帯	軽減無し世帯
均等割額（1人当たり年額28,800円）	法定7割軽減 20,160円	法定5割軽減 14,400円	法定2割軽減 5,760円	未就学児減額措置 14,400円
			未就学児減額措置 11,520円	
	未就学児減額措置 4,320円	未就学児減額措置 7,200円	石巻市子ども減免 8,640円	納付必要額 5,760円
	石巻市子ども減免 4,320円	石巻市子ども減免 7,200円	納付必要額 2,880円	

公布の日から施行。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第5項から第7項まで及び第9項から第16項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

この条例による改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。>

(7) 第155号議案 石巻市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

<改正理由>

雄勝地区においては、現在、放課後児童クラブを開設していませんが、保護者の就労形態の多様化などの家庭環境の変化により放課後児童クラブの設置が必要となったことから、雄勝小学校の余裕教室を活用し新たに設置するほか、小学校の余裕教室を活用し開設している和渕地区放課後児童クラブについて、余裕教室の返還が必要となったため、近隣の「和渕老人憩の家」に移転することから、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

別表

「雄勝地区放課後児童クラブ」を、次のとおり新たに規定するほか、「和渕地区放課後児童クラブ」の位置を「石巻市和渕字佐沼川18番地」に改めるものです。

名称	位置
雄勝地区放課後児童クラブ	石巻市雄勝町大浜字小滝浜2番地2

<令和4年4月1日から施行>

(8) 第156号議案 石巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

<改正理由>

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が本年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、出産に伴う産科医療補償制度の見直しと併せ、出産育児一時金の額が改正されることから、本条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

第6条

出産育児一時金において、一時金の額を40万8千円に改めるものです。

附則

施行期日及び経過措置を定めるものです。

【出産育児一時金の見直し】

	改正	現行
①出産育児一時金	408,000円	404,000円
②出産育児一時金加算額	12,000円	16,000円
合計	420,000円	420,000円

①出産育児一時金（石巻市国民健康保険条例）

被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給

②出産育児一時金加算額（石巻市国民健康保険条例施行規則）

産科医療補償制度（分娩に関連して重度の脳性麻痺を発症した場合、補償金（保険金）が支給される保険契約）に加入している場合、出産育児一時金に加算して支給

<令和4年1月1日から施行>

2 予算議案（4件）

- (1) 第157号議案 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第8号）
- (2) 第158号議案 令和3年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 第159号議案 令和3年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- (4) 第160号議案 令和3年度石巻市下水道事業会計補正予算（第3号）

3 条例外議案（17件）

- (1) 第161号議案 石巻市過疎地域持続的発展計画の策定について

<内 容>

本市では、過疎地域自立促進計画に基づき、様々な対策を講じてきましたが、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和2年度末をもって期限を迎え、本年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことから、新たな法律の趣旨に基づき、本市の過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上を図ることを目的に、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「石巻市過疎地域持続的発展計画」を策定するにあたり、同法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

- (2) 第162号議案 指定管理者の指定について
(石巻市震災遺構)

<内 容>

令和4年4月に供用開始予定の「石巻市震災遺構門脇小学校」及び本年7月から直営管理により供用を開始している「石巻市震災遺構大川小学校」について、民間事業者が有する能力を活用し、より効果的で効率的な運営と経費の節減を目的に、公募による候補者募集を実施したところ、1者から申請があり、「石巻市震災遺構指定管理者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として「石巻市震災遺構指定管理グループ」を選定し、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、本施設の指定管理者として指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

施設の名称及び所在地	指定する法人 又は団体	指定の期間
石巻市震災遺構 ・石巻市震災遺構門脇小学校 石巻市門脇町四丁目3番15号 ・石巻市震災遺構大川小学校 石巻市釜谷字葦島94番地	石巻市震災遺構指定管理グループ ※構成団体 一般社団法人石巻震災伝承の会 一般社団法人石巻観光協会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

- (3) 第163号議案 指定管理者の指定について
(石巻市立釜保育所)
- (4) 第164号議案 指定管理者の指定について
(石巻市鮎川漁港漁船上架施設)
- (5) 第165号議案 指定管理者の指定について
(石巻市サン・ファン・パウティスタパーク)
- (6) 第166号議案 指定管理者の指定について
(石巻市かわまち交流拠点施設)
- (7) 第167号議案 指定管理者の指定について
(石巻市営水押住宅等)
- (8) 第168号議案 指定管理者の指定について
(石巻市河南室内プール)

<内 容>

令和4年3月31日で指定管理期間が終了する6施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

第163号議案「石巻市立釜保育所」については、平成29年4月の開所以降、本保育所の指定管理者として管理運営実績のある「社会福祉法人なかよし会」を保育サービスの向上及び経費の削減が期待できることから公募は行わず、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、当該法人を本保育所の指定管理者として指定するものです。

第164号議案「石巻市鮎川漁港漁船上架施設」については、平成26年4月の指定管理者制度の導入以降、本施設の指定管理者として管理運営実績のある「牡鹿漁業協同組合」を、施設の円滑な運営が期待できることから公募は行わず、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、当該組合を本施設の指定管理者として指定するものです。

第165号議案「石巻市サン・ファン・パウティスタパーク」については、平成18年4月の指定管理者制度の導入以降、本施設及び隣接する「宮城県慶長施設船ミュージアム」の指定管理者として管理運営実績のある「公益財団法人慶長遣欧使節船協会」を、隣接施設と一体的に運営することによる効率的な管理運営を行えるほか、施設の魅力向上が期待できることから公募は行わず、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、当該法人を本施設の指定管理者として指定するものです。

第166号議案「石巻市かわまち交流拠点施設」については、平成30年9月の指定管理者制度の導入以降、本施設の指定管理者として管理運営実績のある「一般社団法人石巻観光協会」を、観光と物産販売の両面において質の高いサービスの提供が期待できることから公募は行わず、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、当該法人を本施設の指定管理者として指定するものです。

第167号議案「石巻市営水押住宅等」については、平成28年4月の指定管理者制度の導入以降、市営住宅の指定管理者として管理運営実績のある「宮城県住宅供給公社」を、入居者の利便性の向上及び管理運営業務の効率化とコスト削減が期待できることから公募は行わず、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、当該公社を12団地247戸の住宅の指定管理者として指定するものです。

第168号議案「石巻市河南室内プール」については、公募による候補者募集を実施したところ、現行指定管理者である「石巻市スポーツ協会・ミズノグループ」1団体から申請があり、「石巻市河南室内プール指定管理者候補者選定委員会」の審査結果に基づき、候補者として選定し、本施設の指定管理者として指定するものです。

議案番号	施設の名称及び所在地	指定する法人 又は団体	指定の期間
第163号	石巻市立釜保育所 石巻市三ツ股三丁目1番1号	社会福祉法人なかよし会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
第164号	石巻市鮎川漁港漁船上架施設 石巻市鮎川浜出島5番地	牡鹿漁業協同組合	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
第165号	石巻市サン・ファン・パウティスタパーク 石巻市渡波字大森32番地1	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
第166号	石巻市かわまち交流拠点施設 ・石巻市かわまち交流センター 石巻市中央二丁目11番21 ・石巻市かわまち立体駐車場 石巻市中央二丁目114番2 ・石巻市かわまちバス駐車場 石巻市中央二丁目114番2 ・石巻市かわまち交通広場 石巻市中央二丁目1番1	一般社団法人石巻観光協会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
第167号	石巻市営水押住宅（改良市営住宅） 石巻市水押二丁目6番、9番、10番 石巻市営鹿妻住宅（改良市営住宅） 石巻市鹿妻南一丁目7番 石巻市営渡波住宅（厚生住宅） 石巻市渡波字梨木畑69番地3 石巻市営鮎川南住宅（市単独住宅） 石巻市鮎川浜台畑10番地3、16番地15 石巻市営鮎川寺下住宅（市単独住宅） 石巻市鮎川浜寺下17番地	宮城県住宅供給公社	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

	<p>石巻市営桃生メゾン白鳥（特定公共賃貸住宅）</p> <p>石巻市桃生町城内字館下36番地1</p> <p>石巻市営桃生メゾン北上（特定公共賃貸住宅）</p> <p>石巻市桃生町新田字西町97番地2</p> <p>石巻市営桃生メゾンの場（特定公共賃貸住宅）</p> <p>石巻市桃生町新田字的場67番地1</p> <p>石巻市営橋浦特定公共賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）</p> <p>石巻市北上町橋浦字大須230番地</p> <p>石巻市営鮎川笹ヶ平特定公共賃貸住宅（特定公共賃貸住宅）</p> <p>石巻市鮎川浜笹ヶ平5番地3、5番地4、5番地5</p> <p>石巻市営鮎川南勤労者住宅（勤労者住宅）</p> <p>石巻市鮎川浜伊勢下16番地3</p> <p>石巻市営鮎川笹ヶ平勤労者住宅（勤労者住宅）</p> <p>石巻市鮎川浜笹ヶ平5番地6</p>		
第168号	<p>石巻市河南室内プール</p> <p>石巻市北村字前山15番地1</p>	石巻市スポーツ協会・ミズノグループ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(9) 第169号議案 財産の処分について

<内 容>

石巻トゥモロービジネスタウンの土地を売払いすることについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

- ・種 類 土地
- ・地 目 雑種地
- ・所 在 地 石巻トゥモロービジネスタウン内
石巻市開成1番51及び84
- ・面 積 6,968.22平方メートル
- ・売払価格 金75,953,598円
- ・処 分 先 石巻市門脇町一丁目2番21号
社会福祉法人夢みの里
理事長 菅原桂子

(10) 第170号議案 財産の処分について

<内 容>

宮城県が施行する雄勝復興道路事業(国道398号線)に伴い、土地を売払いすることについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

- ・種 類 土地
- ・処 分 先 石巻市あゆみ野五丁目7番地
宮城県東部土木事務所
所長 郷右近正紀

地目	所在地	面積 (㎡)	金額 (円)
雑種地	石巻市雄勝町雄勝字寺4番1	1,959.78	12,150,636
学校用地	石巻市雄勝町雄勝字寺4番3	1,540.96	8,012,992
宅地	石巻市雄勝町雄勝字寺4番4	424.33	3,394,640
学校用地	石巻市雄勝町雄勝字折下21番1	2,597.69	13,507,988
合計		6,522.76	37,066,256

(11) 第171号議案 工事請負の契約締結について
(下釜南部地区土地区画整理事業宅地造成道路築造(その4)工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市大街道東二丁目ほか5字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札
- ・契約金額 金161,941,906円
- ・契約の相手方 石巻市大街道北三丁目7番27号
新東総業株式会社
代表取締役社長 新 田 秀 悦

(12) 第172号議案 工事請負契約の一部変更について
(陸開水門遠隔監視システム電源設備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市南光町二丁目2番11号
日本製紙石巻テクノ株式会社
代表取締役社長 向 井 継 男
- ・契約金額 変更前 金287,984,400円
変更後 金313,447,200円

(13) 第173号議案 工事請負契約の一部変更について
(釜大街道線道路新設(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市蛇田字新下前沼156番地の10
黒須産業株式会社
代表取締役 土 井 博 道
- ・契約金額 変更前 金302,636,400円
変更後 金324,936,700円

(14) 第174号議案 工事請負契約の一部変更について
(23年災長面漁港海岸保全施設災害復旧(その6)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道北三丁目7番27号
新東総業株式会社
代表取締役社長 新 田 秀 悦
- ・契約金額 変更前 金275,923,821円
変更後 金300,994,100円

(15) 第175号議案 市道路線の認定について

(16) 第176号議案 市道路線の廃止について

(17) 第177号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	県の事業によるもの ・ 牡鹿地区復興県道事業完了に伴う旧道移管	3 路線	2, 7 3 8 . 0 0
	市の事業によるもの ・ 漁業集落防災機能強化事業 (石巻地区)	4 路線	4 9 0 . 3 2
	・ 漁業集落防災機能強化事業 (雄勝地区)	3 路線	2 1 7 . 8 0
	・ 漁業集落防災機能強化事業 (北上地区)	1 路線	2 2 8 . 9 0
	・ 漁業集落防災機能強化事業 (牡鹿地区)	2 路線	2 2 5 . 0 7
	計	1 3 路線	3, 9 0 0 . 0 9
廃止	県の事業によるもの ・ 主要地方道石巻港線の路線見直し	1 路線	△ 2 5 4 . 4 3
	市の事業によるもの ・ 漁業集落防災機能強化事業 (雄勝地区)	4 路線	△ 2 8 8 . 1 0
	・ 漁業集落防災機能強化事業 (牡鹿地区)	1 路線	△ 5 2 . 0 0
	・ 路線見直し (雄勝地区)	1 路線	△ 2 4 . 6 8
	計	7 路線	△ 6 1 9 . 2 1
変更	市の事業によるもの ・ 県道と市道の再編 (石巻地区)	1 路線	△ 6 5 7 . 2 0
	・ 漁業集落防災機能強化事業 (石巻地区)	1 路線	△ 5 2 . 0 0
	計	2 路線	△ 7 0 9 . 2 0

令和3年石巻市議会第4回定例会追加提出議案一覧

1 条例外議案（1件）

- (1) 第178号議案 工事請負の契約締結について
(釜大街道線道路新設（その3）工事)

<内 容>

- ・ 工事場所 石巻市大街道東二丁目ほか1字地内
- ・ 契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・ 契約金額 金200,200,000円
- ・ 契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹

2 予算議案（1件）

- (1) 第179号議案 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第9号）

令和3年石巻市議会第4回定例会追加提出議案一覧

1 委員会提出議案、議会案（2件）

（1）委員会提出議案第6号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正

<内 容>

本市議会の議決を経て締結した東日本大震災に伴う復旧・復興事業に関する工事請負契約の金額変更を伴う契約変更で、変更後の契約金額と変更前の契約金額の差額が一定の基準額未満の場合においては、令和3年度までの間に限り、市長が専決処分できるものとしています。

東日本大震災に伴う復旧・復興事業に関する工事については、令和3年度までに完了するよう事業が実施されてきたが、地権者との用地買収交渉、他工事等との施工調整による工期の延伸等の要因で、令和3年度中に完了しない工事が一部存在しています。

したがって、東日本大震災からの復旧・復興事業に関する工事を令和4年度内に完了させる必要があることから、本市議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更で、変更後の契約金額と変更前の契約金額の差額が一定の基準額未満の場合における市長の専決処分について、令和4年度まで延長するため改正するものです。

（2）議会案第4号 6番黒須光男議員に対する議員辞職勧告決議

<内 容>

黒須光男議員に対しては、過去4回昨年12月議会、今年の2月、3月議会、6月議会、9月議会と度重なる本会議中での不穏当及び不規則発言を議長から注意をし、発言の取消しを願ったが、反省の色は全く見られず、取消しに応じない態度であったことから、議長の議事整理権のもと発言の取消しを定例会の会期ごとに行ってきました。

再三の注意、特に前議会での問責決議により、反省を期待しておりましたが、反省どころか、ますます暴走した言動が繰り返されています。

昨日の本会議も黒須光男議員の一般質問中、URから派遣として職務に励んでいる職員を名指しし、あたかも疑惑があるかのような発言をしている箇所や一般質問通告外の質問をしている箇所の発言を議長において、発言の取消しを命じたが全く応じないばかりか、開き直る始末です。

黒須光男議員は、今定例会12月議会で丸1年、5回目の不穏当及び不規則発言の連続の取消しです。

石巻市議会の最高権限者であり、議事を整理して円滑な議事運営を行う議長の注意を聞かず、議会のルールを守らない黒須光男議員をそのまま石巻市議会議員として活動することは許されません。

さらには、黒須光男議員が庁舎内外で議会事務局職員はじめ、市職員に対する高圧的な言動で当該職員に心身の苦痛を与えています。

そればかりでなく、常識を超えた執拗な一方的判断による言動に行政側の事務対応は膨大なものとなっています。

市議会は、議長を選び、議長を中心とした合議体であり、議長には総括、統括する権限が付与されています。

その議長の注意、勧告に従わない者は、議員たる責務を果たせるでしょうか。ましてや、黒須光男議員への懲罰は黒須光男議員を除く全議員の総意です。

併せて、黒須光男議員が庁舎内外で議会事務局職員はじめ、市職員に対する高圧的な言動で当該職員の心身の疲労や事務的なロスは看過できず、黒須光男議員以外の全議員27名の総意として強く猛省を促すものです。

よって、6番黒須光男議員に対し、速やかに議員を辞職するよう勧告するものです。